

国勢調査と行政

国勢調査の仕組み

島根県政策企画局統計調査課

1

目次

1. 国勢調査の役割
2. 統計組織
3. 令和7年国勢調査について
 - ① 国勢調査の概要
 - ② 国勢調査の流れ
 - ③ 最近の国勢調査に係る問題
4. 審査と集計
5. 統計法における個人情報への取り扱い

2

1 国勢調査の役割

- 公正な行政運営の基礎を成す情報基盤
- 国民や企業の活動を支える情報基盤
- 公的統計の作成・推計のための情報基盤

公正な行政運営の基礎を成す情報基盤

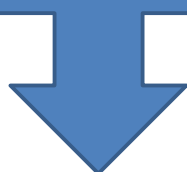
- 客観的なデータに基づく公正な行政
 - － 地方交付税の算定基準
 - 人口、町村部人口、市部人口、65歳以上人口、75歳以上人口、林業水産業の従業者数などから算出
 - － 市の設置要件
 - 人口5万人以上、中心市街地の戸数が6割以上、都市的業態の従事者が6割以上
 - － 衆議院小選挙区の画定
 - － 過疎地域の要件 など
- 施策策定・推進・評価のための資料
 - － 産業構造が変化する中での経済施策
 - － 少子高齢化が進む中での福祉施策 など

国民や企業の活動を支える情報基盤

- 住みよいまちづくりのための資料
 - 地域開発計画にむけた現状把握や分析、
 - 長期にわたる予測や展望
 - 防災計画の策定、被害予測や復興計画 など
- 民間での活用
 - 商品・サービス開発、需要予測、店舗立地計画など
- 学術研究利用
 - 人口学・地理学・経済学・社会学など社会経済の実態や動向に関する実証的な研究
 - これらに基づく将来見通しの策定や政策提言 など

民間における統計利用

- 国内及び海外市場における企業間の競争の激化
- 電子計算機の高性能化により高度分析も可能に



民間でも、統計を利用した経営の指針作り
など、より高度な利用をするように

- 日銀や大学、各種シンクタンクによる景気の判断材料
- 民間企業や金融機関の出店計画・需要予測などの判断材料 など

公的統計の作成・推計のための情報基盤

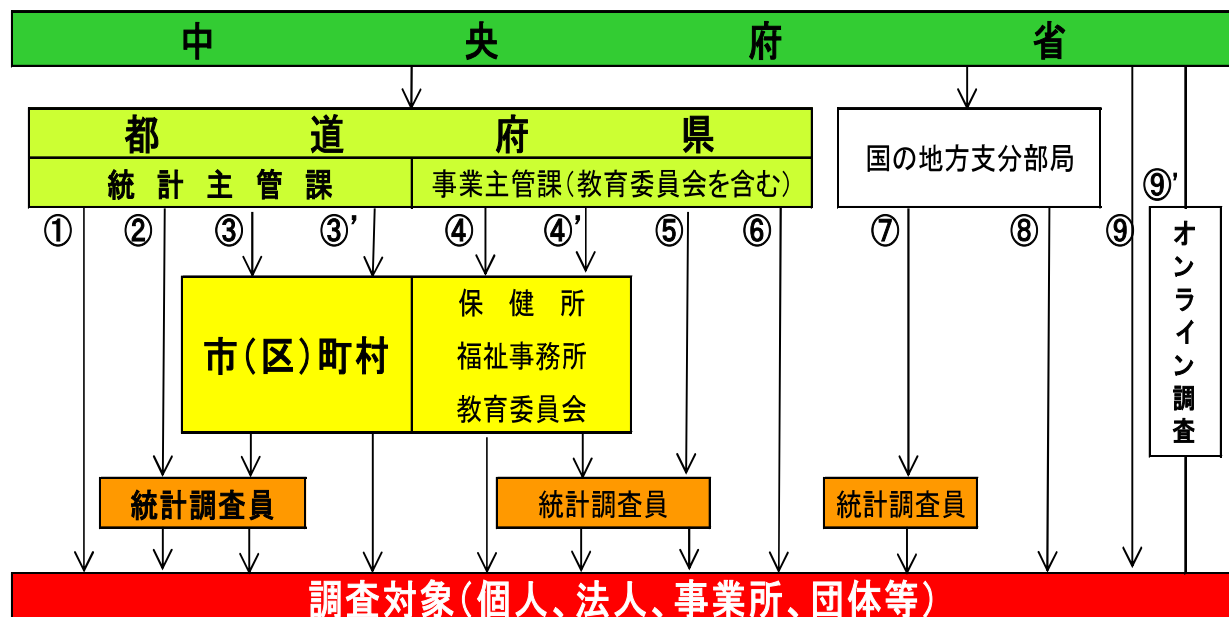
- 将来人口推計や国民経済計算などの基礎データ
 - － 将来人口や世帯数、平均寿命などの生命表、今後の福祉経費や医療費の推計資料
 - － 国民経済計算の基準人口
- 各種統計調査のフレーム
 - － 各種標本調査の実施のための母集団情報「労働力調査」「家計調査」「住宅・土地統計調査」などの抽出元リストとして

2 統計組織

国と地方公共団体との業務分担

	業務分担	具体的な業務内容
国	企画的业务	調査要綱及び調査規則の制定、調査票の設計、調査マニュアルの作成 など
地方公共団体	実査事務	調査対象の選定、統計調査員の指導監督、調査区の設定、調査票の配布・回収、審査集計 など

国の統計調査の調査系統図 (基幹統計調査)



注) 基幹統計は令和6年1月現在54あり、基幹統計に基づく統計調査が50ある。
このうち、「生命表」「産業連関表」「国民経済計算」「鉱工業指数」「人口推計」「社会保障費用統計」は調査なし。

9

調査票の配布・回収による分類

郵送調査

- 調査票を調査対象に郵送して記入後返送してもらう方法
- ・利点: 遠隔地でも調査が容易
- ・欠点: 調査対象の正確な名簿作成が必要。調査員調査と比べて回収率が低くなる

オンライン調査

- 調査対象者が自宅のパソコンなどからインターネットを通じて回答する方法
- ・利点: 利便性が高い。答えにくい内容の質問でも回答しやすい
- ・欠点: 厳しいセキュリティ対策が必要、利用できる調査対象者が限られる

調査員調査

- 経費がかかるが、調査対象と直に面接して、調査の趣旨、記入内容などについて説明できるため、調査票の回収率や記入内容の正確性が高くなる
- 「自計方式」(調査対象が自ら調査票に記入する方法。「留め置き調査」とも)と
- 「他計方式」(統計調査員が調査対象に質問しながら調査票を作成する方法。「聞き取り調査」とも) の二つがある

10

公的統計における統計調査員

- **統計調査員は統計法に規定**
 - － 基幹統計調査について、特に設置を規定（法14条。「できる」規定）
 - － 調査員調査は統計調査の基本で、調査員は調査実施の最前線（実査）を担う重要な役割
- **資格要件**
 - ① 統計調査の職務を遂行する熱意があること
 - ② 調査方法などの調査手続きを正しく理解し、かつ、これを忠実に実行できる者であること
 - ③ 調査対象の信頼を得られる者であること
（税務関係者、警察関係者、選挙関係者は避けた方がよい）
 - ④ 時間的な余裕の持てる者であること
- **調査系統による調査員指導**
 - － 個別調査の調査系統において、直接の上流にあるものが指導
 - － 調査内容だけでなく、調査員としての服務や安全対策などの説明も行う

11

統計調査員の身分と義務

- **基本的に非常勤の公務員の身分**
 - － 国勢調査などは非常勤の一般職の国家公務員
 - － 他の基幹統計調査は、特別職の地方公務員
 - － 報酬の支給、災害補償制度の適用あり
- **営利企業の従事制限はない**
 - － 仕事をしていても、任用可能
 - － ただし、統計調査への信頼性確保の観点から、調査活動を行いながらのセールス活動等は厳に慎むべき
- **統計法による守秘義務が課せられ、業務に関して知り得た秘密を漏洩した場合には罰則**
 - － 調査終了後も秘密を守る義務（法41条）

12

3 令和7年国勢調査について

① 国勢調査の概要

- **調査の期日**

- －令和7年10月1日現在で実施

- **調査の対象**

- －令和7年10月1日現在、日本国内に
ふだん住んでいるすべての人(外国人
を含む)及び世帯を対象

- **調査事項**

- － **世帯員について(13項目)**

- 「男女の別」、「出生の年月」、「配偶の関係」、「就業状態」、「従業地又は通学地」など

- － **世帯について(4項目)**

- 「世帯員の数」、「住居の種類」、「住宅の建て方」など

- **結果の公表(予定)**

- － 令和8年5月までに「人口速報集計」を公表、
令和8年9月以降、詳細な結果を区分別に順次公表
(年齢別人口、世帯の状況など)

- － 調査結果は、総務省統計局ホームページをはじめ、
各都道府県立図書館などで閲覧可能

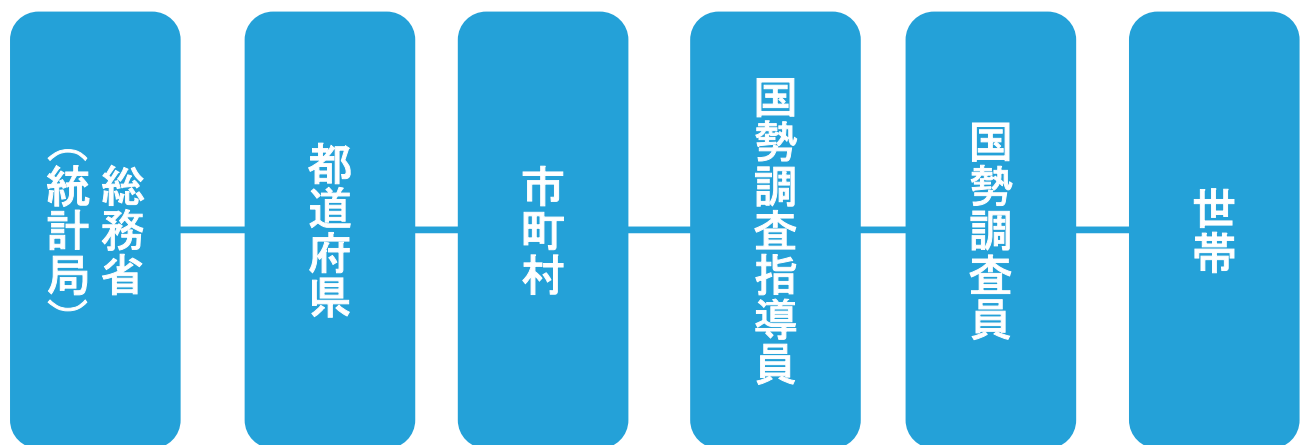
令和7年国勢調査の集計体系及び公表予定

集計区分		集計内容	産業 分類	職業 分類	集計 対象	表章地域
速報 集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	-	-	全数	全国、都道府 県、市区町村
基本 集計	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び 外国人、高齢者世帯、母子・父子世 帯、親子の同居等に関する結果	-	-	全数	全国、都道府 県、市区町村
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のい る世帯等の産業・職業大分類別構成 に関する結果	大分 類	大分 類		
抽出詳細集計		就業者の産業・職業小分類別構成 等に関する詳細な結果	小分 類	小分 類	抽出	全国、都道府 県、市区町村
従業 地・ 通学 地集 計	従業地・通学地による 人口・就業状態等集 計	従業地・通学地による人口の基本的 構成及び就業者の産業・職業大分 類別構成に関する結果	大分 類	大分 類	全数	全国、都道府 県、市区町村

令和7年国勢調査の集計体系及び公表予定(2)

集計区分		集計内容	産業 分類	職業 分類	集計 対象	表章地域
人口 移動 集計	移動人口の男女・ 年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	-	-	全数	全国、都道府 県、市区町村
	移動人口の就業状 態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大 分類別構成に関する結果	大分 類	大分 類		全国、都道府 県、市区町村
小地 域集 計	人口等基本集計に 関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事 項の結果	-	-	全数	町丁・字等、 基本単位区、 地域メッシュ
	就業状態等基本集 計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産 業・職業大分類別構成に関する基本 的な事項の結果	大分 類	大分 類		
	従業地・通学地に よる人口・就業状 態等集計に関する 集計	常住地による従業地・通学地に関する 基本的な事項の結果	-	-		
	移動人口の男女・ 年齢等集計に関す る集計	5年前の常住地に関する基本的な事 項の結果	-	-		

② 国勢調査の流れ

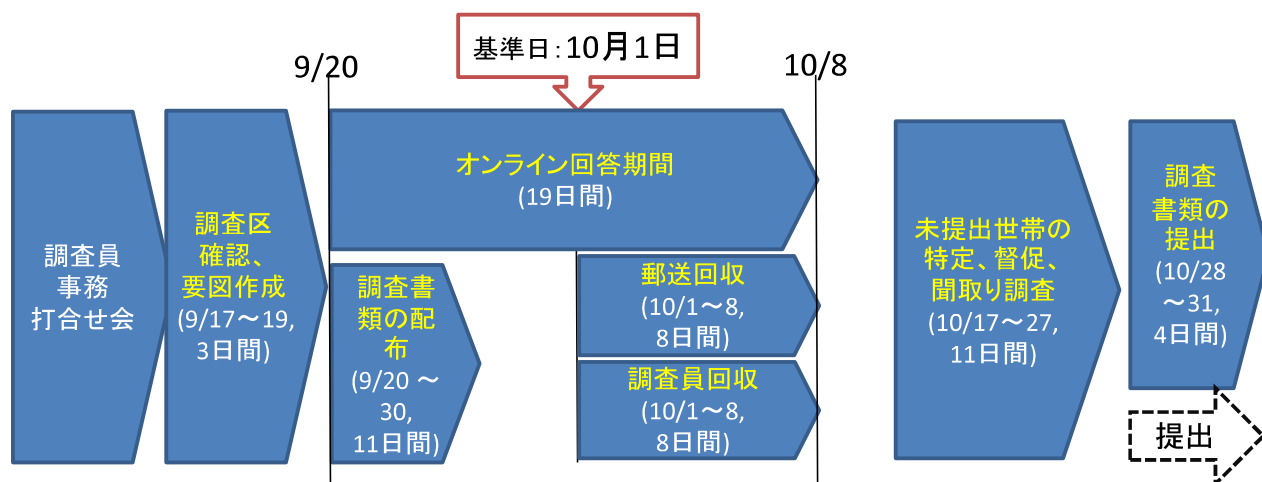


※ 国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。
※ 一部の地域では、調査員事務を受託した事業者が調査を実施します。

国勢調査員の要件

- ① 責任を持って調査を遂行できる者であって、原則として20歳以上の者であること
- ② 秘密の保護に関し信頼のおける者であること
- ③ 警察に直接関係のない者であること
- ④ 選挙に直接関係のない者であること
- ⑤ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者であること

国勢調査のスケジュール



- 調査員の活動は、事務打合せ会から、調査区確認、要図作成、調査書類の配布、回収、督促・回収、審査、提出と続きます。
- オンラインによる回答も予定されています。

令和2年国勢調査の結果

回答の状況

人口等基本集計結果 (R3.11.30公表) の世帯数による

都道府県 市町村	① 世帯数	累計				
		回答世帯数		【参考】率		
		② インターネット	③ 郵送	②／①	③／①	その他
全 国	55,830,154	21,157,565	23,389,478	37.9%	41.9%	20.2%
島 根 県	269,892	101,026	123,573	37.4%	45.8%	16.8%

- 令和2年国勢調査は、コロナ禍のため、インターネットや郵送による回答が推奨
- インターネット回答率が高かったのは、
都道府県では富山県 (45.0%)、静岡県 (44.7%)、滋賀県 (42.4%)、
全国市区町村では、渡名喜村 (100%、沖縄県)、北大東村 (97.7%、沖縄県)、小菅村 (99.4%、山梨県)
島根県内では、出雲市 (41.6%)、松江市 (40.6%)、海士町 (39.1%)

オンライン回答の特徴

- 調査票とログインIDの同時配布
 - 各世帯は、回答方法を自分で選べる
 - QRコードダイレクトログインで、パスワード不要
- オンライン回答方式のメリット
 - 入力の自動チェック、精度の向上・審査の効率化
 - 昼間不在世帯などの面接困難世帯にも便利
 - プライバシー意識にも配慮
- 機能の追加
 - 日・英のみならず、中・韓・ポルトガル語・ベトナム語・スペイン語にも拡大
 - 視覚障害者でも回答可能な機能の追加

21

③最近の国勢調査に係る問題

調査対象を取り巻く問題

- 国民・企業における情報管理意識の高まり
- オートロックマンションの増加など訪問が困難に
- 共働きなど働き方の多様化により昼間不在に



回答しやすい統計調査の
環境づくり

調査実施者を取り巻く問題

- 調査手法の高度化・多様化（ICTの活用など）
- 統計調査員のなり手の高齢化

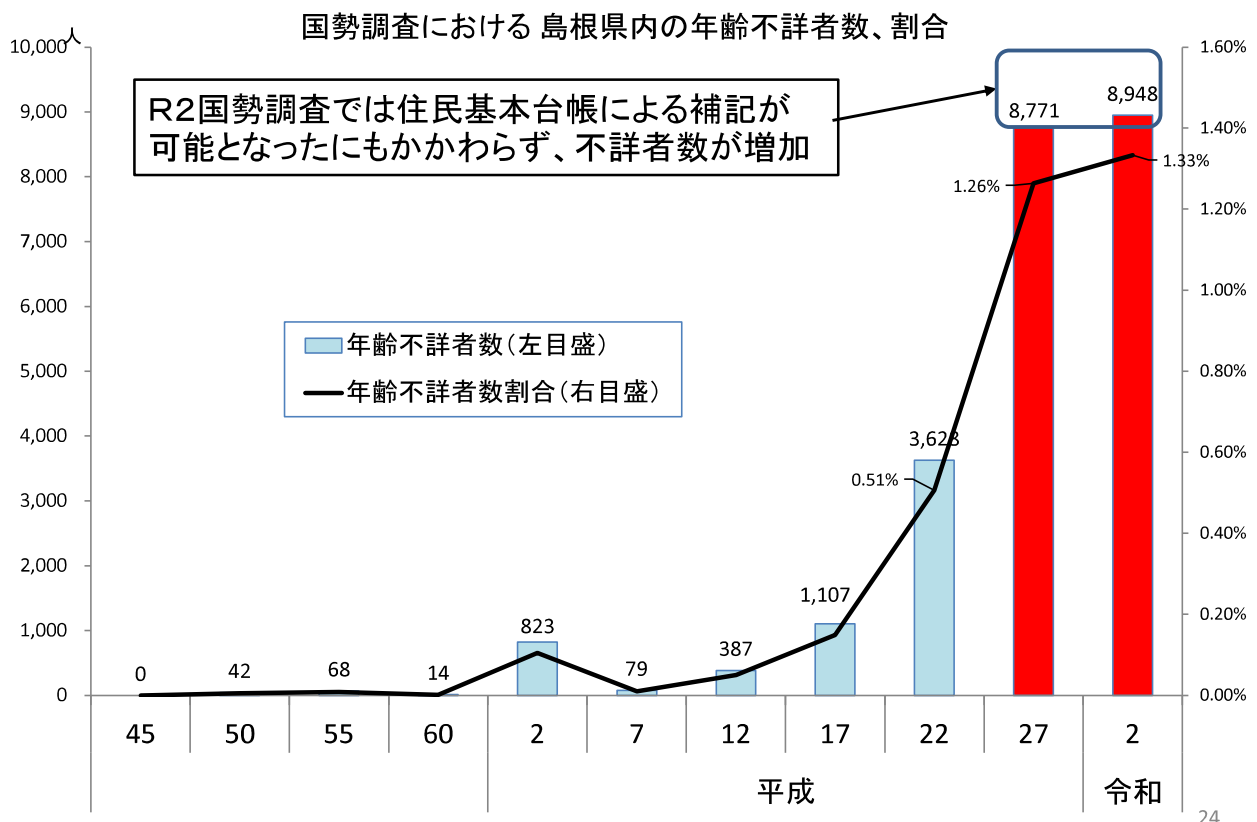


多様な調査手法に順応できる
統計調査員の確保

国勢調査の不詳とは

- 「国勢調査」は、全世帯・全員を対象とする悉皆調査。基幹統計として回答が義務づけられているため、本来はあってはならないもの
- 不在など、どうしても調査対象に会えない場合、近隣の世帯に尋ねたりして作成
- 最近では、近隣の人に聞いても分からないことも増えている

国勢調査における不詳の増加（島根県）



国勢調査における不詳の増加(全国)

(千人)

全国における年齢不詳人口数と不詳率



なぜ「不詳」が増えるのか？

- 都市化の進展により、隣近所に無関心
- 外国人の増加に伴い、言葉が通じないことも増加
- 郵送提出の増加→審査が不十分
- 「個人情報保護法」を誤認して拒否
- 市町村・調査員の意識・取組みの違い

町丁・字等レベルでみた国勢調査不詳率の分布



図3 町丁・字等レベルでみた年齢不詳率の分布図
年齢不詳率 = 年齢不詳数 / 総人口 × 100 として算出。階級区分は自然分類 (Jenks) による。
〔AreGIS Data Collection 国勢調査 2010 町丁・字等別集計 全指標〕により作成。

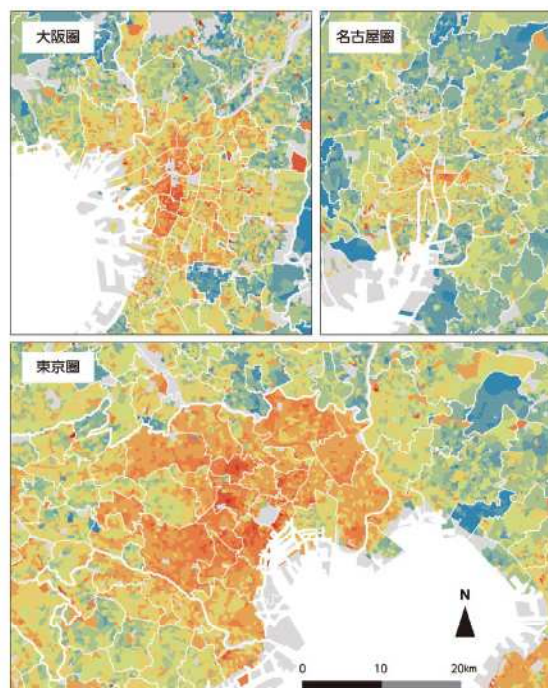


図2 町丁・字等レベルでみた学歴不詳率の分布図
学歴不詳率 = 学歴不詳数 / 15 歳以上の卒業者 × 100 として算出。階級区分は自然分類 (Jenks) による。
〔AreGIS Data Collection 国勢調査 2010 町丁・字等別集計 全指標〕により作成。

埴淵知哉・村中亮夫(編)「地域と統計 <調査困難時代>のインターネット調査」(2018、ナカニシヤ出版)より

27

「不詳」が増加すると？

- 国勢調査の信頼性が揺らぐ。
- 時系列的な比較も地域的分析も困難になる。
- 国勢調査を元にする標本調査の精度が下がる。
- 将来推計が難しくなる。



- 調査の継続が難しくなる。
- 施策決定に深刻な影響を与える。

統計の結果を地元で使えるように

- 統計調査は、行政にとって地域の実情を知る数少ない貴重な機会
 - データが不正確だと地域ごとに結果を出せない。



- 自らの地域で使えるように、正確な調査を。
 - 自分たちが使えない調査では誰も協力しません。
 - 日頃から信頼を築き、地域をよくするための協力を。
- 取ったデータの結果を日頃から眺めて、新たな発見や使い道を。
 - 起業やUターン、地域おこしなどにつなげることも。

29

4 審査と集計

集計・分析をする前に

- 得られたデータの正確性の確認
＝「審査」が必要
- 審査とは
 - 調査対象の把握から統計表作成までの過程における各段階の内容を、調査設計者の指示(判定基準)と比較して、それに適合しているか否かを判定し、適合していない内容について補正すること、並びに調査によって得られた結果数値の信頼性についての検討を加える一連の行為

30

審査の区分

- 系統(組織)に注目
 - － 地方審査.....事実に即した正確な補正が可能
 - － 中央審査.....大量の審査が可能
- 内容に着目
 - － 個別審査...各項目の漏れ、桁ずれなど
 - － 総合審査(関連審査)...項目間相互の矛盾の審査
- 他にも
 - － 範囲に着目した「全部審査」「一部審査」
...問題の多いグループの検出
 - － 調査票、関係書類、結果表もそれぞれに審査が必要

31

5 統計法における個人情報の取扱い

(1) 報告の義務

- － 「個人情報保護法」の対象外
- － 改ざんたらしめる行為にも罰則

(2) 法によって守られる個人情報

(3) 秘密の保護

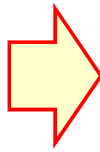
- － 国・県から任命された調査員は、公務員の扱い
- － 調査終了後も秘密を保護する義務

(4) 「かたり調査」の禁止

32

(1) 報告の義務

報告が得られない
不正確・不完全な報告



目的の正確な統計が作成できず、精度
の低い統計になってしまう

統計法13条

行政機関の長は、(省略)基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

⇒ **調査対象者は報告する義務がある！！**

「個人情報保護法」との関係は？

→ 基本理念と個人情報の取り扱いルールを定めたもの。
基幹統計調査の報告義務を免除するものではありません。

⇒ **改ざんたらしめる行為も罰則(法60条第2号)**

33

(2) 統計法によって守られる個人情報

基本理念(第3条第4項)

公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない

第39条・・・調査票情報等の的確な管理に必要な措置を講じなければならない

第40条・・・調査票情報の利用制限

第41条・・・業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密の守秘義務

第17条・・・「かたり調査」の禁止

第57条・・・守秘義務違反等に関する罰則

⇒ **個人情報は、統計法により厳重に保護！！**

34

(3) 秘密の保護

調査票等に記載された情報を保護し、公的統計に対する国民の信頼を確保するため、守秘義務違反に対する罰則を規定



- 業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者に対する罰則は、
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 国等から業務を受託した民間事業者にも守秘義務
- 公的機関が所有するすべての調査票関係情報の秘密の漏洩に対しても罰則
- 国・県から任命を受けた統計調査員は公務員であり、調査終了後も守秘義務を守る必要があります。

35

(4) 「かたり調査」の禁止

基幹統計調査により報告される国民の情報を保護するとともに、基幹統計調査に対する国民の信頼を確保するため、基幹統計調査をかたる行為を禁止（法17条）



基幹統計調査であると誤認させる表示・説明をすることにより、情報を取得する行為を未遂も含め罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）付で禁止

～禁止される行為の例～

- ★統計調査員をかたって調査対象者を訪問
- ★偽の調査票の配布
- ★マンションに偽の調査票回収箱を設置
- ★基幹統計調査に関する偽のホームページの開設

36